

# 税のお知らせ

## 平成28年度分の市・県民税についてお知らせします

平成28年度の市・県民税は、6月から納付をお願いします。また、前年の所得等の記載のある平成28年度(27年分)の市・県民税課税(非課税)証明書の交付の開始日は、次のとおりです。

▽普通徴収の方…6月6日(月)から

▽給与からの特別徴収(差し引き)の方…5月13日(金)から

▽公的年金から特別徴収(差し引き)の方…6月13日(月)から

交付の開始日までは、平成27

年度(26年分)が最新年度です。証明書の交付を請求する場合は、何年度の証明書が必要なのか、提出先等にご確認ください。市民税課 ☎963-9144

### 口座振替が便利です

指定した金融機関の口座から納期限の日に自動的に引き落としして納税する便利な制度です。

〈口座振替できる市税〉市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税。納期が過ぎた市税は取り扱えません

〈申込み〉納税通知書に記載された金融機関、越谷市役所収納課 ☎963-9142・9143

## 雨水貯留施設設置費等を助成します

### 地球に優しい雨水利用を応援

#### 環境政策課(第二庁舎4階) ☎963-9183

〈雨水利用のメリット〉▽資源の有効利用 ▽日常的な散水などに利用することで、水道料金を節約 ▽雨水の流出抑制を図り、河川への負担を軽減

#### 助成金の対象施設と金額

①新たに雨水タンクを設置する場合…市販のおおむね200リットル以上の、工事に要した費用の2分の1以内の額(限度額2万円)

②公共下水道の接続により不用品となった浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合…ポンプ設備を備えたもの、一律3万5000円



課、北部・南部出張所へ預貯金通帳、通帳印、納税通知書をお持ちのうえ、「越谷市口座振替依頼書」または、納税通知書に添付されている「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳印を押して提出してください

\*手続きをした月の翌月の納期分から口座振替が開始されます。振替は納期限日に行います。口座残高を事前に確認してください

### 休日納税窓口を開きます

4月3日(日)・17日(日)・5月1日(日)、午前9時〜午後3時 圏収納課(第二庁舎3階) 圏収納課 ☎963-9142・9143

### 市税の猶予制度について

条例等の改正により、4月1日から「徴収猶予」「換価の猶予」制度のほかに、新たに「申請による換価の猶予制度(差押えや財産の換価(公売等)などが猶予される制度)」が施行されました。この制度を利用するには「災害や病気」や「事業の休止・事業上の著しい損失」等の理由により、一時に納付することが困難な場合に申請することになります。猶予が認められると、猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除され、原則、差押えや換価(公売)が猶予されます。

申請には申請書、納付困難な事実を証する書類、財産目録、収支明細書、担保提供書等の提出が必要です。

\*猶予期間は、1年以内です(最長2年以内)

\*申請する猶予の制度によって申請期限が異なります

## 国保のお知らせ

### 4月から入院時の食事代が変わります

入院時の食事代は、医療費とは別に、1食あたりの標準負担額を自己負担し、残りは医療保険が負担することになっていきます。4月から、市民税課税世帯の標準負担額が、1食あたり260円から360円に変更になります。

ただし、市民税非課税世帯、小児慢性特定疾病児童等および指定難病(単独指定難病を除く)患者の標準負担額に変更はありません。

国民健康保険課▽国保に加入の方…☎963-9154 ▽後期高齢者医療制度に加入の方…☎963-9170

### 仮徴収額決定・変更通知書をお送りします

平成28年度の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書をお送りします。また、平成28年度の国民健康保険税を年金からの特別徴収で納付される予定だった方のうち、6月以降納付方法が口座振替または納付書での支払いに変更となった方に仮徴収額変更通知書をお送りします。発送日は、ともに4月18日(月)です。

\*猶予を受ける金額によって担保の提供が必要です

\*猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中に分割して納付する必要があります

圏収納課 ☎963-9142

4月12日(火)に発送します。指定口座の通帳をご確認ください。圏収納課 ☎963-9143

平成27年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新

4月12日(火)に発送します。指定口座の通帳をご確認ください。圏収納課 ☎963-9143

### 国民年金保険料が変わります

4月から、国民年金保険料が月額1万5590円から1万6260円に変更されます。

前年度に承認を受け、かつ在学予定期間が終了していない方には、日本年金機構から申請書(はがき)が送付されます。内

平成27年度に1度でも国民健康保険税を口座振替された世帯主へ口座振替結果のお知らせをお送りします

## 国民年金のお知らせ

4月から、国民年金保険料が月額1万5590円から1万6260円に変更されます。

前年度に承認を受け、かつ在学予定期間が終了していない方には、日本年金機構から申請書(はがき)が送付されます。内

国民健康保険課(第二庁舎1階) 国民健康保険に加入の方…給付担当 ☎963-9154 後期高齢者医療制度に加入の方…後期高齢者医療担当 ☎963-9170

## 越谷市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方へ 人間ドック検診料の一部を助成します

被保険者の健康の保持増進を図るため、国民健康保険(実施年度中40歳以上の方)または後期高齢者医療制度加入者の人間ドックに要した費用の一部を助成します。

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者	年度年齢40歳以上で越谷市国民健康保険に加入の方	越谷市で資格を有する後期高齢者医療制度に加入の方
助成金額	平成28年度に受診した人間ドックの検診料に要した費用で1万円を限度とし、1人につき一年度に1回の助成	
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に滞納がないこと</li> <li>人間ドックの検査項目に特定健診の基本的な健診項目を含むこと</li> <li>助成を受ける年度の特定健診または後期高齢者健診を受診していないこと</li> </ul>	
申請方法	人間ドックを受診したら申請書に次の書類を添付して申請・請求してください。持参するものは次のとおりです。 <p><b>国保・後期共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険証</li> <li>○検診機関で発行された人間ドック検診料の領収証(原本)</li> <li>○検診機関で発行された人間ドック検診結果の写し</li> </ul> <p><b>国保の方</b>…世帯主の印鑑、世帯主名義の振込先口座情報のわかるもの</p> <p><b>後期の方</b>…受診者の印鑑、受診者名義の振込先口座情報のわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*申請書の記入・提出後、市より交付決定を受けてから、請求書の記入を行っていただきます。また、国保の方のみ、問診票の記入も必要です</li> <li>*原則、上記の書類等がそろっていれば、申請・請求は1回の手続きで済みます</li> </ul>	

\*人間ドックの助成を受けた年度は越谷市で実施する特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診することはできません。助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診していたことが判明した場合、助成金を返還していただきます

\*申請・請求は越谷市役所へお越しください。出張所、地区センターでは受付できません

\*助成を受ける場合は、受診した年度の3月31日までに申請・請求をしてください。なお、年度末に受診したため年度内に受診結果が添付できない場合は、事前にお問い合わせください

問国民健康保険課(第二庁舎1階)  
 ▽国民健康保険に加入の方…給付担当 ☎963-9154  
 ▽後期高齢者医療制度に加入の方…後期高齢者医療担当 ☎963-9170